

矢川児童館解体工事について、制限付き一般競争入札（総合評価方式）を行うため、国立市制限付き一般競争入札実施要綱（平成9年3月国立市訓令（甲）第4号。以下「要綱」という。）第8条の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年4月15日

国立市長 永見 理夫

記

1	工事件名	矢川児童館解体工事	
2	入札の方式	制限付き一般競争入札（総合評価方式） 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）の適用工事である。	
3	業種	建築工事	
4	工事場所	国立市富士見台四丁目17番地の1	
5	工期	契約確定日の翌日から令和7年1月31日まで	
6	工事概要	ア. 矢川児童館の建築物及び外構解体撤去処分 イ. 上記に関する電気設備・機械設備（埋設配管等含む。）解体撤去処分 ウ. 石綿含有材撤去処分 エ. 建築物解体後の整地工事 ほか	
7	予定価格	60,127,100円（消費税込み）	
8	最低制限価格	最低制限価格を設定しない。	
9	支払条件	前金払	有り 本契約締結後、受注者の請求により、限度額を1億円として契約金額の4割を支払う。
		中間前金払	有り
		部分払	無し
10	入札に参加する者に必要な資格	次に掲げる（1）から（10）までの事項の全部の要件に該当し、かつ、事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。申請方法については、「12 制限付き一般競争入札参加資格審査申請」及び「13 制限付き一般競争入札参加資格審査申請の提出書類」を参照すること。  （1） 建築工事業において建設業の許可を受けている者。ただし、4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の下請契約を締結して施工しようとする者については、建設業の許可区分が特定建設業であること及び監理技術者を配置することを要する。  （2） 建築工事種目で国立市競争入札参加者名簿に登録されている者  （3） 多摩地区に本店を有する者又は支店、営業所等を有し、同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置く者  （4） 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、その経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）における「建築一式」の直近の総合評定値（P点）が650点以上1000点未満であること。 なお、国立市内に本店、支店、営業所等を有し、同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置く者については、「建築一式」の直近の総合評定値（P点）が550点以上であること。	

	<p>(5) 公告日から過去7年間に、国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体（公社等を含む。）（以下「官公庁等」という。）と1件につき3,500万円以上の建築工事を元請として契約し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること（契約締結日ではなく、工事完了日が公告日から過去7年間のものとする。）。</p> <p>なお、国立市内に本店、支店、営業所等を有し、同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置く者については、公告日から過去7年間に、官公庁等において1件につき700万円以上の建築工事を元請として契約し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること（契約締結日ではなく、工事完了日が公告日から過去7年間のものとする。）。</p> <p>(6) この工事の現場に、同種工事（建築工事）に現場代理人又は技術者として従事した経験がある技術者を建設業法の規定により配置できる者</p> <p>(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者に該当しない者</p> <p>(8) この工事の入札参加資格審査申請を行う時点で、国立市契約における暴力団等排除措置要綱（平成26年2月国立市訓令第12号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者</p> <p>(9) この工事の入札参加資格審査申請を行う時点で、国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成7年9月国立市訓令（甲）第37号）に基づく指名停止措置を受けていない者</p> <p>(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p>
<p>1.1 総合評価方式に関する事項</p>	<p>(1) 落札者の決定方法</p> <p>入札者は「価格」並びに「技術力」及び「社会性」をもって入札に参加し、有効な入札をした者のうち、入札価格が予定価格の範囲内で、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。</p> <p>(2) 総合評価の方法</p> <p>ア 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。  <math display="block">\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}</math></p> <p>イ 価格評価点は、「国立市総合評価方式落札者決定基準」の「3 価格評価点の算出方法」により算定する。</p> <p>ウ 技術評価点は、下記①②の評価項目について評価を行う。  ①技術力 ②社会性</p> <p>(3) 評価項目の詳細は、「国立市総合評価方式落札者決定基準」による。</p>
<p>1.2 制限付き一般競争入札参加資格審査申請</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）で一般競争入札参加希望申請を申請受付期間内に申請し、「制限付き一般競争入札（総合評価方式）参加資格審査申請書」を提出して、この入札に参加する資格があることの審査を受けること。</p> <p>書類配布、提出書類等については、「1.3 制限付き一般競争入札参加資格審査申請の提出書類」を参照すること。</p>
<p>1.3 制限付き一般競争入札参加資格審査申請の提出書類</p>	<p>(1) 配布について</p> <p>ア 配布期間 令和6年4月15日から令和6年4月24日午後5時まで</p> <p>イ 配布場所 電子調達サービス</p> <p>(2) 提出について</p> <p>ア 提出期間 令和6年4月15日から令和6年4月24日午後5時まで</p>

	<p>※郵送の場合は必着。期限までに到達しないものは無効とする。  ※書類を持参する場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、国立市役所閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）。</p> <p>イ 提出場所 ① 電子調達サービス  ② 国立市役所行政管理部総務課契約係（国立市富士見台二丁目47番地の1）  ※①電子調達サービス上で参加登録を行い、②国立市役所行政管理部総務課契約係へ申請書類を提出すること。</p> <p>ウ 提出書類 ① 制限付き一般競争入札（総合評価方式）参加資格審査申請書（第1号様式）  ② 建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し（印鑑証明書の写しを含む。）  ③ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し  ④ 工事施工実績調書  同調書に記載した工事のコリンズ登録内容確認書（登録種別：竣工登録）等の写し  ⑤ 経営状況・実績等の調査同意書  ⑥ 建設業許可書の写し  ⑦ 配置予定技術者届  同届に記載した技術者が官公庁等における同種工事（元請）の経験を有する技術者であることを証明する場合は、同技術者が従事した工事のコリンズ登録内容確認書（登録種別：竣工登録）等の写し</p> <p>※配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更することができない。ただし、市がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。なお、この場合、変更後の配置予定技術者は、以下の要件を全て満たさなければならない。  ・本工事の施工に必要な資格を有していること。  ・「10 入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしていること。  ・変更後の配置予定技術者の評価点が、変更前の保有する評価点以上であること。</p> <p>⑧ 設計図書貸出・閲覧申請書（第3号様式）  ※「15 設計図書の貸出し及び返却」を参照。</p>
<p>1 4 総合評価（技術評価資料）の提出書類</p>	<p>(1) 配布について</p> <p>ア 配布期間 令和6年4月15日から令和6年4月24日午後5時まで</p> <p>イ 配布場所 電子調達サービス</p> <p>(2) 提出について</p> <p>ア 提出期間 令和6年4月15日から令和6年5月9日午後5時まで</p> <p>※郵送の場合は必着。期限までに到達しないものは無効とする。  ※書類を持参する場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、国立市役所閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）。</p> <p>イ 提出場所 国立市役所行政管理部総務課契約係（国立市富士見台二丁目47番地の1）</p> <p>ウ 提出書類 ① 技術評価資料提出書  ② 技術力申告書</p>

	<p>③ 社会性申告書</p> <p>④ 下請予定一覧（申告する場合のみ）</p> <p>⑤ ボランティア活動実績申告書（申告する場合のみ）</p> <p>⑥ 労働者配置計画書（申告する場合のみ）</p> <p>⑦ 工事成績評定確認申請書（過去7年間の同種工事について、自社の工事成績評定状況の確認を希望する場合のみ）</p> <p>⑧ その他添付書類</p> <p>※ 「13 制限付き一般競争入札参加資格審査申請の提出書類（2）ウ 提出書類」において提出済みの書類等と重複する場合は、該当書類の提出は不要。</p> <p>※ 詳細は「国立市総合評価方式落札者決定基準」を参照すること。</p> <p>※ 社会性の評価において、国立市内業者への下請割合による評価点を取得した場合は、工事竣工後に契約書等の写しを提出すること。</p> <p>※ 社会性の評価において、労務単価の確保による評価点を取得した場合は、工事竣工後に本工事に関する支払給与実績等が確認できる給与明細書、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を提出すること。</p>
15 設計図書の貸出し及び返却	<p>(1) 貸出しについて</p> <p>制限付き一般競争入札参加資格審査申請の期間内に「設計図書貸出・閲覧申請書（第3号様式）」を郵送又は持参すること。 書類の提出を持参により行った者には書類提出時に設計図書等のデータを格納したCD（コンパクトディスク）を貸し出し、郵便により書類提出を行った者には書類到着後、速やかに設計図書等のデータを格納したCDを着払いにより発送する。</p> <p>(2) 返却について</p> <p>令和6年5月17日から令和6年5月27日までの間に郵送又は持参にて返却すること。 入札の参加申請を行わない場合は、資格審査申請受付期限後1週間以内に設計図書の返却をすること。</p>
16 現場説明	現場説明は行わない。設計図書の貸出しをもって現場説明に代える。
17 入札参加資格審査の結果	<p>(1) 通知日 令和6年4月25日</p> <p>(2) 通知方法 電子調達サービスの「入札参加資格確認結果通知書」による。 なお、電話等による結果の問い合わせには応じない。</p>
18 入札参加資格の喪失	電子調達サービスの「入札参加資格確認結果通知書」により入札参加資格を確認された者が、通知後において入札参加資格を満たさないこととなったとき又は国立市から入札参加除外措置若しくは指名停止措置を受けたときは、本工事に関わる入札に参加することはできない。また、本工事の契約締結までの間に国立市から入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該入札参加除外措置を受けた者が行った入札は無効とする。
19 入札保証金	免除とする。
20 入札書の提出期限及び送付場所	<p>(1) 提出期限 令和6年5月17日 午前10時00分</p> <p>(2) 場所 電子調達サービス</p>
21 開札日時及び場所	<p>(1) 開札日時 令和6年5月17日 午前10時30分</p> <p>(2) 場所 電子調達サービス</p>
22 落札者の決定日	令和6年5月17日

2 3 入札の回数	1 回
2 4 質疑応答	<p>(1) 質疑応答方法 電子調達サービスによる。質問は、指定の質問書を使用して行うこと。なお、質問書に業者名を入力しないこと。</p> <p>(2) 質問提出期限 令和6年5月9日 午前11時00分まで</p> <p>(3) 質問回答日時 令和6年5月14日 午後5時00分まで (全ての入札参加業者に対し回答する。)</p>
2 5 入札の方法	<p>(1) 電子入札（電子調達サービスによる。）とする。</p> <p>(2) 入札書を電子調達サービスにより、令和6年5月17日午前10時00分までに入札すること。</p> <p>(3) 入札書に、国立市が指定する工事内訳書を添付すること。</p> <p>(4) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税相当額を除いた金額を記載すること。</p> <p>(5) 落札者は、入札価格が予定価格の範囲内で、評価値の最も高い者とする。なお、評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きで決定する。</p>
2 6 入札の無効	<p>次の(1)から(13)までに掲げる入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者が行った入札</p> <p>(2) 電子調達サービスによらない入札</p> <p>(3) 電子調達サービスによる入札書が入札締切日時までに、システムのサーバーに到達していない入札</p> <p>(4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印に相当する電磁的記録がない入札</p> <p>(5) 電子調達サービスが指定する文字種、文字数、記入例その他指定に従わないで入力した事項を含む入札</p> <p>(6) 電子調達サービスが指定する入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札</p> <p>(7) 同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出したもの</p> <p>(8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札</p> <p>(9) 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの</p> <p>(10) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの</p> <p>(11) 明らかに連合によると認められるもの</p> <p>(12) 電子調達サービスの不正利用又は電子証明書の不正利用により行った入札</p> <p>(13) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの</p>
2 7 異議の申立て	入札後は、いかなる理由をもって異議を申し立てることができない。
2 8 議会の議決	<p>予定価格1億5,000万円以上の工事契約の場合は、国立市議会において契約議案が議決された後に本契約を締結することとし、それまでの間は仮契約を締結するものとする。なお、国立市議会の議決を得られないときは、この契約は無効となり、国立市は損害賠償の責を負わない。</p> <p>議決の対象となる工事契約の場合は、開札日（総合評価方式にあつては落札者の決定日）に落札者に対して仮契約書の交付及び議案作成のための提出資料について連絡するため、対応できるよう予定しておくこと。</p>
2 9 その他	<p>(1) 契約書は、国立市所定の工事請負契約書を使用する。</p> <p>(2) 落札者決定後、電子調達サービスにて入札結果（入札価格、価格評価点、技術評価点及び評価値）を公表する。</p> <p>(3) 「工事内訳書」を入札書に添付すること。工事内訳書に不備がある場合、その入札は無効となることがあるため注意すること。</p> <p>(4) 国立市競争入札参加者心得（電子入札用）を遵守すること。 【URL】</p>

	<p><a href="https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/14/densi_nyusatu_kokoro.pdf">https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/14/densi_nyusatu_kokoro.pdf</a></p>
(5)	<p>国立市総合評価方式実施ガイドラインの参照先は、以下のとおり。</p> <p>【URL】  <a href="https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/14/guideline.pdf">https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/14/guideline.pdf</a></p>
(6)	<p>本工事の履行に当たっては、「下請契約における代金支払いの適正化等について（国立市行政管理部総務課長通知）」を遵守すること。</p> <p>【URL】  <a href="https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/14/sitauke.pdf">https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/14/sitauke.pdf</a></p>
(7)	<p>価格評価基準額の算定は、国立市契約事務規則（昭和39年6月国立市規則第19号）第34条及び国立市工事請負等最低制限価格設定基準における最低制限価格の算定方法に準ずる。最低制限価格の算定方法については、以下の参照先の「国立市工事請負等最低制限価格設定基準」のとおり。</p> <p>【URL】  <a href="https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/14/93909725.pdf">https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/14/93909725.pdf</a></p>
(8)	<p>この制限付き一般競争入札は、要綱の定めるところにより、国立市の指定する様式を用い、それぞれ所定の手続をしなければならない。</p>
(9)	<p>本案件は、労働環境の確認を行う契約とする。契約締結後、「労働環境チェックシート」を提出すること。</p>

以上

<p>【問い合わせ先】</p> <p>〒186-8501 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1</p> <p>国立市行政管理部総務課契約係</p> <p>電話番号（代表）042-576-2111（内線253・254・255）</p> <p>FAX番号 042-576-0264</p>
---

## 国立市総合評価方式落札者決定基準

この国立市総合評価方式落札者決定基準は、国立市総合評価方式実施ガイドラインに基づき、矢川児童館解体工事に適用するものとする。

### 1 落札者の決定基準

総合評価方式による落札者の決定は次の要件を満たす者のうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価値の高い者を落札者とする。

- (1) 入札参加資格を満たす者
- (2) 入札価格が予定価格の範囲内にある者

なお、評価値の最も高いものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

### 2 評価値の算出方法

評価値は入札価格に基づいて算定した価格評価点と、入札参加者が提出した技術資料等（価格以外の要素）に基づいて算定した技術評価点との和により算出する。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

### 3 価格評価点の算出方法

(1) 落札者を決定する評価値は、価格評価点と技術評価点を合計した値とする。

(2) 価格評価点の算定は、次のとおりとし、小数点以下第3位を四捨五入する。

なお、予定価格は消費税及び地方消費税を除く。

ア 入札価格が、価格評価基準額以上となる場合

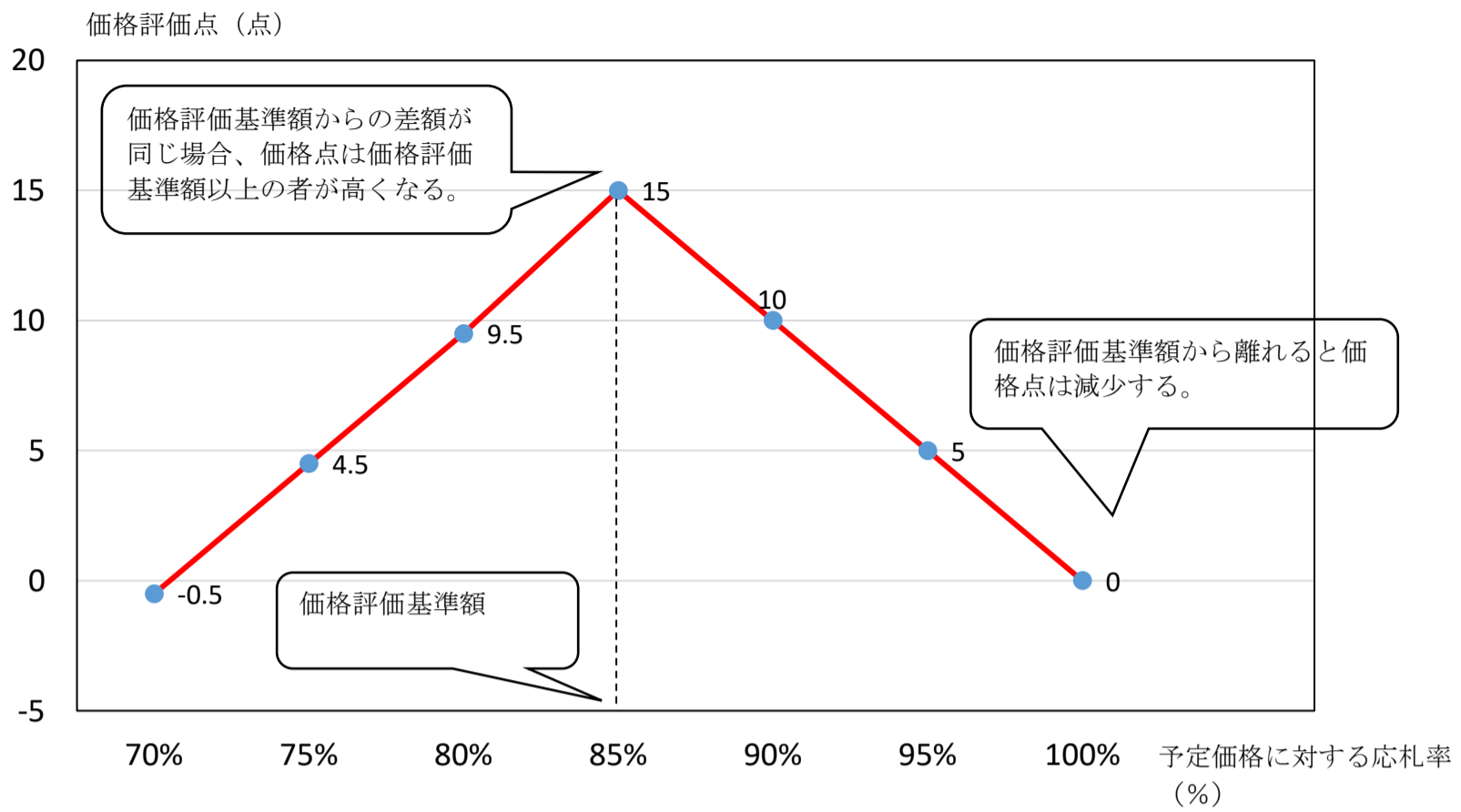
価格評価点 =  $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

イ 入札価格が、価格評価基準額未満となる場合

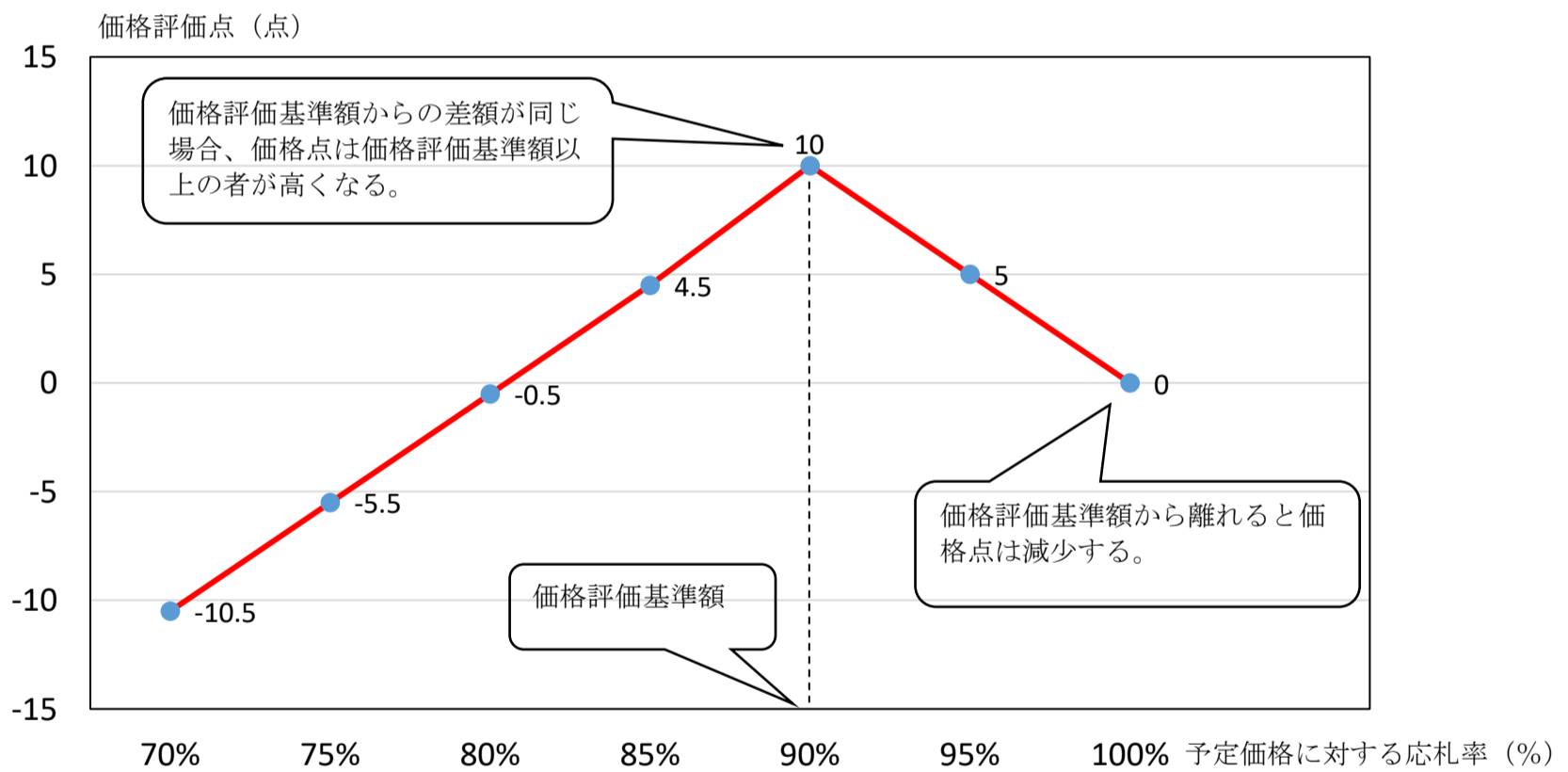
価格評価点 =  $\text{価格評価基準額の価格点} - (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) - \text{価格評価基準額の価格点}) - 0.5$

ウ 価格評価基準額は価格評価点が最大となる価格とする。価格評価基準額の算定は国立市契約事務規則第34条及び国立市工事請負等最低制限価格設定基準における最低制限価格の算定方法に準ずる。

(例1) 価格評価基準額を予定価格の85%とした場合のモデルケース



(例2) 価格評価基準額を予定価格の90%とした場合のモデルケース



4 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札者が提出した技術資料等により、5に示す評価項目及び評価基準に基づき算出された各入札者の評価点の合計点とする。



5 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	評価点	配点	
技術力	企業の施工能力	工事成績評定点	90点以上	5	5 ~-2
		89点	4.8		
		88点	4.6		
		87点	4.4		
		86点	4.2		
		85点	4		
		84点	3.8		
		83点	3.6		
		82点	3.4		
		81点	3.2		
		80点	3		
		79点	2.8		
		78点	2.6		
		77点	2.4		
		76点	2.2		
		75点	2		
		74点	1.8		
		73点	1.6		
		72点	1.4		
		71点	1.2		
		70点	1		
		69点	0.8		
		68点	0.6		
		67点	0.4		
	66点	0.2			
	60点以上65点以下 又は 工事成績なし	0			
	59点	-0.4			
	58点	-0.8			
	57点	-1.2			
	56点	-1.6			
	55点以下	-2			
	同種工事の施工実績	同規模以上の施工実績あり	2	2	
		上記規模の50%以上の施工実績あり	1		
上記以外		0			
過去5年間における国立市優良工事表彰実績	実績あり（2件以上）	1	1		
	実績あり（1件）	0.5			
	実績なし	0			
配置予定技術者	同種工事の経験	同規模以上の施工実績あり	2	2	
		上記規模の50%以上の施工実績あり	1		
		上記以外	0		
保有資格	1級技術者（施工管理技士、建築士他）	2	2		
	2級技術者（施工管理技士、建築士他）	1			
	その他の技術者	0			
社会性	地域性	事業所所在地	市内に本店あり	2	5
			市内に支店・営業所あり	1	
			市内に本店又は支店・営業所なし	0	
		国立市との災害協定の締結	締結あり	0.5	
			締結なし	0	
		国立市消防団員の雇用等	雇用等あり	0.5	
			雇用等なし	0	
		過去3年間における国立市発注の緊急対応工事等の実績	実績あり	0.5	
			実績なし	0	
	過去3年間における国立市内でのボランティア活動の実績	実績あり	0.5		
		実績なし	0		
	国立市内業者への下請割合等	50%以上	1		
		25%以上50%未満	0.5		
		25%未満	0		
	労働環境等	労務単価の確保	2省協定労務単価以上	0.5	2.5
2省協定労務単価未満			0		
建設業退職金共済制度の加入又は退職一時金制度の導入		加入（導入）している	0.5		
		加入（導入）していない	0		
男女共同参画の取組（子育て支援、介護休暇制度等の有無）		導入している	0.5		
		導入していない	0		
高齢者雇用又はしょうがいしゃ雇用の取組		雇用あり	0.5		
	雇用なし	0			
環境配慮（ISO14001若しくはエコアクション21の取得）	取得あり	0.5			
	取得なし	0			
社会保険等への未加入	未加入	-1	-1		
	加入	0			
合計			-3~19.5		

## 6 評価項目の説明

### (1) 技術力の評価項目

#### ア 企業の施工能力

##### (ア) 工事成績評定点

工事成績評定点は、過去7年間に工事成績評定を受けた直近5件以内の評定点の平均点（小数点以下四捨五入）を使用する。評価点の算出については、評定点の実績件数が3件以上の場合は平均点×1、実績件数が2件の場合は平均点×0.95、実績件数が1件の場合は評定点×0.9とし、工事成績評定を受けていない場合は、0点とする。

ただし、平均点×0.95または評定点×0.9により算出した評価点が0点未満となる場合は、評価点を一律に0点とする。また、評定点の実績件数が2件の場合であって、その平均点が60点未満の場合は平均点×1、実績件数が1件の場合であって、その評定点が60点未満の場合は評定点×1として評価点を算出する。

工事成績評定を受けた日は、工事成績評定通知書の通知日によるものとする。複数の工事成績評定通知書の通知日が同日の場合は、評定点の高いものから順に使用する。

対象工事は、国立市が発注した建築工事とする。

なお、過去7年間とは、入札告示日から起算する。

##### (イ) 同種工事の施工実績

過去7年間に完了した同種工事で、官公庁発注のものを対象とする。

なお、過去7年間とは、入札告示日から起算する。

同規模とは、予定金額の80%に相当する金額を指すものとし、同種工事とは、建築物等の解体又は撤去工事とする。

##### (ウ) 国立市優良工事表彰実績

過去5年間に完了した工事で、国立市優良工事表彰制度により表彰された工事の実績がある場合に加点する。

なお、過去5年間とは、入札告示日から起算する。

#### イ 配置予定技術者

##### (ア) 同種工事の経験

配置予定技術者が、同種工事に現場代理人又は技術者として従事した経験がある場合に加点する。評価の対象となる工事は、官公庁発注のもので、過去7年間に完了した工事とする。

なお、過去7年間とは、入札告示日から起算する。

同規模とは、予定金額の80%に相当する金額を指すものとし、同種工事とは、建築物等の解体又は撤去工事とする。

※ **配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更不可。「8その他(2)配置予定技術者の変更」を参照すること。**

(イ) 保有資格

配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する一級技術者、二級技術者及びその他の技術者とする。複数の資格を持つ場合は、上位の資格1つについて評価する。

a 一級技術者

建設業法第15条第2号イに該当する者。

b 二級技術者

建設業法第27条第1項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者。

c その他技術者

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者。

(2) 社会性の評価項目

社会性の評価は、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、次の評価項目によるものとする。

ア 地域性

(ア) 事業所所在地

国立市競争入札参加資格申請において、国立市内に本店又は支店・営業所（契約締結の権限を有する代理人を置いていること）を有し、入札告示日において3年以上営業を継続している場合に加点する。ただし、本店又は支店・営業所における営業実態の確認できるものに限る。

(イ) 国立市との災害協定の締結

国立市と災害協定を締結している場合に加点とする。なお、所属する団体が協定を締結している場合を含むものとする。

(ウ) 国立市消防団員の雇用等

従業員等に国立市消防団員を直接雇用している場合又は代表者若しくは役員等が国立市消防団員である場合に加点する。ただし、入札告示日において雇用等の期間が1年以上の者に限る。

(エ) 過去3年間における国立市発注の緊急対応工事等の実績

過去3年間に国立市が発注した災害時における緊急対応工事又は単価契約工事を契約している場合に加点する。

単価契約は、下水道工事、道路維持工事、交通安全施設維持補修及び整備工事、道路照明施設等維持補修及び整備工事を対象とする。過去3年間とは、入札告示日から起算する。

なお、所属する団体が実績を有する場合を含むものとする。

(オ) 過去3年間における国立市内におけるボランティア活動の実績

事業所として取組み、過去3年間において毎年1回以上、無償で地域社会貢献のために行うボランティア活動の実績がある場合に加点する。

なお、過去3年間とは、入札告示日から起算する。

具体例は、次のとおり。

- a 会社周辺の道路、河川、公園等の清掃、ごみ拾い、草刈り等
- b 福祉施設への慰問
- c 公共施設の環境整備
- d 交通安全教室への協力
- e 地域催物への参加協力
- f 防犯パトロール
- g 災害時における救助、救援活動
- h その他

(カ) 国立市内事業者への下請割合等

a 市内事業者とは、国立市内に本店、支店、営業所を有する者をいう。

b 市内事業者が自社で施工する部分を含め、市内事業者への下請を実施する場合に加点とする。

※ **本項目については、竣工後に確認を行う。「8その他(1)履行確認ア」を参照すること。**

イ 労働環境等

(ア) 労務単価の確保

主たる工種(職種)の労務単価が、すべて2省協定による労務単価以上である場合に加点する。

2省協定による労務単価とは、農林水産省と国土交通省が、公共事業労務調査に基づき、公共工事の工事費の積算に用いるために決定している公共工事設計労務単価をいう。

※ **本項目については、竣工後に確認を行う。「8その他(1)履行確認イ」を参照すること。**

(イ) 建設業退職金共済制度加入又は退職一時金制度導入

経営事項審査にて加入又は導入が「有」と評価された場合に加点する。

(ウ) 男女共同参画の取組

育児休暇制度又は介護休暇制度が、就業規則又は労働協約等で規定されている場合に加点する。

(エ) 高齢者雇用又はしょうがいしゃ雇用の取組

65歳以上の者又はしょうがいしゃの認定をされている者を入札告示日において1年以上直接雇用している場合に加点とする。代表者及び役員は含まない。

(オ) 環境配慮

ISO14001又はエコアクション2.1の認証を取得している場合に加点する。

(カ) 社会保険等への未加入

経営事項審査にて雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも加入が無と評価された場合に減点とする。(個人事業主などで社会保険等の適用除外となる事業者は除く)

7 提出書類

評価項目		提出書類	
技術力	企業の施工能力	工事成績評定点	なし（国立市データ）
		同種工事の施工実績	CORINS 竣工登録検査工事受領書の写し
		過去5年間における国立市優良工事表彰実績	なし（国立市データ）
	配置予定技術者	同種工事の経験	CORINS 竣工登録検査工事受領書の写し
		保有資格	資格者証の写し
社会性	地域性	事業所所在地（3年以上営業を継続している場合に限る）	証明できる書類（履歴全部事項証明書の写し等）
		国立市との災害協定の締結	なし（国立市データ）
		国立市消防団員の雇用等（雇用等期間1年以上の場合に限る）	国立市消防団に所属していることが分かる資料及び雇用等の証明
		過去3年間における国立市発注の緊急対応工事等の実績	契約書の写し（鏡及び内容のわかる部分）又はCORINS 竣工登録検査工事受領書の写し
		過去3年間におけるボランティア活動の実績（毎年1回以上行っている場合に限る）	ボランティア活動実績申告書及び証明できる書類
		国立市内業者への下請割合	下請予定一覧
	労働環境等	労務単価の確保	労働者配置計画書
		建設業退職金共済制度の加入又は退職一時金制度の導入	経営事項審査結果通知書
		男女共同参画の取組（子育て支援、介護休暇制度等の有無）	就業規則、労働協約等の写し（令和6年度中に実施した国立市の別の入札で提出済みの場合であって、かつ提出時と就業規則、労働協約等に変更がない場合は省略可）
		高齢者雇用又はしょうがいしゃ雇用の取組（雇用期間1年以上の場合に限る）	年齢を証明できるもの・障害者手帳の写し及び雇用の証明
		環境配慮（ISO14001若しくはエコアクション21の取得）	認定書の写し
		社会保険等への未加入	経営事項審査結果通知書

- ・ 上記表に指定する提出書類に別で配布する以下の書類を添えて提出すること。  
 (1) 技術評価資料提出書 (2) 技術申告書 (3) 社会性申告書

## 8 その他

### (1) 履行確認

次に掲げる評価項目については、竣工検査時に履行確認を行うものとする。

なお、履行確認ができないときは、工事成績評定から1項目につき5点の減点を行う。

#### ア 国立市内業者への下請割合

下請業者との契約書、請書の写しを提出することにより、契約金額に対する自社施工の金額（国立市内業者の場合に限る）と国立市内業者への下請金額との合計額の割合が評価項目の割合を超えていることを確認する。

#### イ 労務単価の確保

本工事に関する支払給与実績等が確認できる給与明細書、労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳写し等を提出し、労務単価を確認する。

提出する給与明細書、賃金台帳の写し等については、工種（職種）ごとに市が指定する工事期間内1か月分のもの（該当するすべての労働者分）とし、市が指定する賃金確認表とあわせて提出すること。

なお、提出に際しては、市が指定する工事期間内1か月分のすべての労働者からの同意を要するが、同意を得られない場合は、給与明細書、賃金台帳等に記載されている個人が特定されないよう、黒塗り等を施したものを提出すること。

2省協定単価との比較は、工種（職種）ごとの平均支給額により行う。なお、原則として以下の計算方法により、労働者ごとに所定労働時間内8時間当たりの労務単価を算出し、比較する。出来高給の場合その他労務単価を算出するために市が必要と認める場合は、給与の内訳の確認ができる資料等を提出すること。

時間給の場合・・・時間給×8時間

日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間×8時間

月給の場合・・・実際に支払われる①基本給相当額、②基準内手当、③臨時の給与、④実物給与の額を会社所定の1か月の労働日数及び1日の労働時間により1時間単価に換算した金額に8時間に乗じた額

※基準内手当:家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など

臨時の給与:賞与など（1ヵ月当たりの金額に換算すること。

例、600,000円/年÷12月=50,000円。）

実物給与:食事の支給など

※2省協定単価の構成要素以外の賃金・経費等（時間外・休日・深夜の労働についての割増賃金、現場管理費及び一般管理費等の諸経費等）は、労務単価の計算に含めない。

### (2) 配置予定技術者の変更

配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の事故、疾病等による場合で、市がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

なお、この場合、変更後の配置予定技術者の評価点は、変更前の保有する評価点以上でなくてはならない。

### (3) 申請内容の不正行為等

虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく措置を講ずるほか、当該事業者の入札を無効とする。

以上

## 制限付き一般競争入札（総合評価方式）の手続き

工事件名 矢川児童館解体工事

- 4月15日 **公 告**  
(電子調達サービス上で入札参加に必要な書類配布)  
※ 令和6年4月15日 から 令和6年4月24日 まで 10日間
- 4月24日 **資格審査申請受付期限**  
(電子調達サービスでの申請及び国立市役所総務課契約係へ申請書類の提出)
- 4月25日 **入札参加資格審査結果通知交付** ※電子調達サービスによる
- 5月9日 **技術評価資料提出期限**  
**質問書提出期限 (電子)**
- 5月14日 **質問回答書交付 (電子)**
- 5月17日 **入札締切日 (電子)**
- 5月17日 **開 札 (電子)** ※結果は電子調達サービスにて公開
- 5月17日 **落札者決定**